

様式第3 (第7条関係)



受理年月日	年 月 日
受理番号	71
備考	

変更届出書

令和8年7月10日

埼玉県知事 様

- (建物設置者)
- 氏名または名称 有限会社榎本商事
代 表 者 名 代表取締役 榎本 歩
住 所 埼玉県吉川市大字保 68 番地 4
- 氏名または名称 有限会社ショッピング幸
代 表 者 名 代表取締役 深井 直子
住 所 埼玉県吉川市木売二丁目 13 番地 22
モアクレスト吉川 304 号
- 氏名または名称 有限会社美輝
代 表 者 名 代表取締役 柴田 忠
住 所 埼玉県吉川市木売三丁目 1 番地 18
- 氏名または名称 有限会社金子
代 表 者 名 代表取締役 染谷 良江
住 所 埼玉県吉川市保一丁目 1 番地 3
- 氏名または名称 有限会社中井石油店
代 表 者 名 取締役 中井 進
住 所 埼玉県吉川市保一丁目 15 番地 2
- 氏名または名称 大野 宏子
住 所 埼玉県さいたま市浦和区東岸町 2 番 20 号
- 氏名または名称 大野 直和
住 所 埼玉県さいたま市浦和区東岸町 2 番 19 号
- 氏名または名称 田中 英雄
住 所 埼玉県さいたま市浦和区本太二丁目 29 番 26 号
- 氏名または名称 田中 久雄
住 所 東京都江東区東陽 5 丁目 29 番 41-402 号
- 氏名または名称 吉野 置江子
住 所 埼玉県さいたま市南区大字円正寺 5 番地

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 吉川駅前ショッピングプラザ
所 在 地 埼玉県吉川市保一丁目 13 番 3 号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

名称	位 置	収容台数
駐車場 No.1	図面 2-1、7、8 のとおり	162 台
駐車場 No.2	図面 2-1、9-1 のとおり	29 台
駐車場 No.3	図面 2-1、10 のとおり	94 台
合 計		285 台

(変更後)

名称	位 置	収容台数
駐車場 No.1	図面 2-2、7、8 のとおり	150 台
駐車場 No.2	図面 2-2、9-2 のとおり	21 台
合 計		171 台

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

名称	位 置	収容台数
駐輪場 No.1	図面 2-1 のとおり	140 台
駐輪場 No.2	図面 4-1 のとおり	10 台
合 計		150 台

(変更後)

名称	位 置	収容台数
駐輪場 No.1	図面 2-2 のとおり	140 台
駐輪場 No.2	図面 4-2 のとおり	77 台
駐輪場 No.3	図面 4-2 のとおり	79 台
合 計		296 台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

名称	駐車場利用可能時間
駐車場 No.1	午前 8 時 30 分～翌午前 1 時 30 分
駐車場 No.2	午前 8 時 30 分～翌午前 1 時 30 分
駐車場 No.3	午前 8 時 30 分～翌午前 1 時 30 分

(変更後)

名称	駐車場利用可能時間
駐車場 No.1	午前 8 時 30 分～翌午前 1 時 30 分
駐車場 No.2	午前 8 時 30 分～翌午前 1 時 30 分

②駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前)

名称	位 置	出入口の数
駐車場 No.1	図面 4-1 のとおり	2 か所
駐車場 No.2	図面 9-1 のとおり	2 か所
駐車場 No.3	図面 10 のとおり	2 か所
合 計		6 か所

(変更後)

名称	位 置	出入口の数
駐車場 No.1	図面 4-2 のとおり	2 か所
駐車場 No.2	図面 9-2 のとおり	2 か所
合 計		4 か所

3 変更する年月日

令和 9 年 3 月 11 日

4 変更する理由

駐車場、駐輪場の位置及び収容台数等を変更するため。

5 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	氏名(名称)	法人の場合 代表者氏名	住所(所在地)
1	株式会社ライフコーポレーション	代表取締役 岩崎 高治	大阪府大阪市淀川区西宮原 二丁目2番22号
2	株式会社キャンドウ	代表取締役 城戸 一弥	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
3	株式会社金宝堂藪崎時計店	代表取締役 藪崎 公章	東京都葛飾区金町六丁目2番1-1008号 ヴィナシス金町タワーレジデンス
4	横尾 賢治		埼玉県三郷市彦成三丁目9番地4-301
5	未定		

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
10,000 m²

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 荷さばき施設の位置及び面積

名称	位 置	面積
荷さばき施設 No.1	図面3のとおり	300 m ²
合 計		300 m ²

② 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

名称	位 置	容量
廃棄物保管施設 No.1	図面3のとおり	30 m ³
廃棄物保管施設 No.2	図面3のとおり	39 m ³
廃棄物保管施設 No.3	図面3のとおり	24 m ³
合 計		93 m ³

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻: 午前9時00分

閉店時刻: 翌午前1時00分

② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前3時30分～午後9時00分

規則第 4 条の【添付書類】

1 法人にあっては、その登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し
変更はありません。

2 主として販売する物品の種類

No.	氏名(名称)	主として販売する物品
1	株式会社ライフコーポレーション	食料品、生活関連品
2	株式会社キャンドウ	雑貨
3	株式会社金宝堂蘆崎時計店	眼鏡
4	横尾 賢治	靴、靴修理
5	未定	-

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

- 図面 1 広域見取図
- 図面 2-1 周辺見取図(変更前)
- 図面 2-2 周辺見取図(変更後)
- 図面 3 地下 1 階平面図
- 図面 4-1 1 階平面図(変更前)
- 図面 4-2 1 階平面図(変更後)
- 図面 5 2 階平面図
- 図面 6 3 階平面図
- 図面 7 4 階平面図(駐車場 No.1)
- 図面 8 屋上平面図(駐車場 No.1)
- 図面 9-1 駐車場 No.2 平面図(変更前)
- 図面 9-2 駐車場 No.2 平面図(変更後)
- 図面 10 駐車場 No.3 平面図(変更前)

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

(1) 指針による必要駐車台数の算出

事項等		各事項算出のための計算式
地区の区分	商業地区	商業地域
行政人口	72,015 人	令和 8 年 3 月 1 日 住民基本台帳
S:店舗面積	10 千 m ²	10,000 m ² ÷ 1,000
A:店舗面積あたりの来店客数 原単位	950/千 m ²	40 万人未満(S ≥ 5)
L:駅からの距離	150m	JR 武蔵野線 吉川駅
B:ピーク率	14.4%	指針の基準値
C:自動車分担率	55%	人口 10 万人未満、商業地区の場合の値 40 + 0.1L(L < 300)
D:平均乗車人員	2.0 人/台	店舗面積 10,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満 1.5 + 0.05S
E:平均駐車時間係数	1.417	店舗面積 10,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満 (65 + 2S) ÷ 60
必要駐車台数	533 台	A × S × B × C ÷ D × E
ピーク時来台数	376 台/時	A × S × B × C ÷ D
1 日当たりの来台数	2,613 台/日	A × S × C ÷ D

(2) 現況の駐車場利用状況及び年間の繁忙日における必要駐車台数

令和7年2月1日～令和8年1月31日の期間において年間で最も来客数の多かった日の各駐車場の利用実態から、現状の必要駐車台数を算出。

【(参考)年間の来店客数比率】

年/月	来店客数比率
令和7年2月	0.90
令和7年3月	0.98
令和7年4月	0.96
令和7年5月	0.99
令和7年6月	0.97
令和7年7月	0.98
令和7年8月	0.98
令和7年9月	0.95
令和7年10月	0.96
令和7年11月	0.94
令和7年12月	1.00
令和8年1月	0.88

調査日:令和7年12月13日(土)

時間帯	第1駐車場			第2駐車場			第3駐車場			総在庫
	入庫	出庫	在庫	入庫	出庫	在庫	入庫	出庫	在庫	
開店前在庫	-	-	0	-	-	16	-	-	9	25
9時台	101	13	88	27	17	26	8	1	16	130
10時台	113	94	107	30	30	26	17	8	25	158
11時台	119	109	117	24	26	24	15	10	30	171
12時台	92	131	78	29	31	22	10	19	21	121
13時台	100	80	98	23	21	24	10	10	21	143
14時台	113	99	112	27	26	25	9	7	23	160
15時台	98	122	88	22	30	17	5	5	23	128
16時台	98	109	77	22	21	18	4	7	20	115
17時台	69	82	64	22	23	17	6	10	16	97
18時台	49	75	38	20	21	16	9	4	21	75
19時台	34	48	24	15	18	13	1	3	19	56
20時台	17	32	9	4	11	6	2	5	16	31
21時台	10	17	2	4	7	3	0	9	7	12
22時台	4	6	0	4	7	0	0	4	3	3
23時台	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0

※調査日の営業時間は午前9時30分～翌午前0時までであり、0時台は出庫車両のみであることから調査時間は午前9時台～午後11時台としました。

【実態調査結果】

上記のとおり、在庫台数のピーク時間帯は11時台、ピーク時間帯における総在庫台数は171台であるため、当該店舗における必要駐車台数は171台となります。

必要駐車台数171台に対して、変更後の駐車場届出台数は171台であるため、充足するものと判断いたします。

万が一駐車場が不足する場合は、駐車場No.1の余剰分12台を来客専用といたします。

- 5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
変更ございません。
- 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
変更ございません。
- 7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
変更ございません。
- 8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
変更ございません。
- 9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
変更ございません。
- 10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
変更ございません。
- 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出
変更ございません。
- 12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠
変更ございません。

【指針に基づく配慮事項】

1 必要な駐輪場の確保と適切な管理

必要駐輪台数算出式	$10,000 \text{ m}^2 \div 35 \text{ m}^2/\text{台}$
必要台数	286 台
届出台数	296 台(変更前:150 台)

- ・ 店舗への違法駐輪対策として、駐輪場 No.2 については届出不要の台数増加(10 台→77 台)、駐輪場 No.3(79 台)については臨時として利用しておりましたが、現在の利用状況を鑑み、届出いたします。
- ・ 従業員等により、適宜駐輪場の整理を行います。

2 歩行者の通行の利便の確保等

- ・ 駐車場内に照明を設置しております。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

- ・ 計画的な商品仕入れや商品管理を行い、廃棄物の発生量を抑制しております。

4 防災、防犯対策への協力

- ・ 防災協定等の各関連機関、警察署等からの締結要請があった場合は、必要な協力を行います。
- ・ 営業終了後は、機械警備により防犯に努めております。

5 騒音問題に対応するための対応策

- ・ 店舗運営に係る設備機器の使用は必要最小限としております。
- ・ 荷さばき施設は、屋内(地下 1 階)にあり、作業音等が屋外に漏れないよう配慮しております。

6 廃棄物等の保管について

- ・ 廃棄物保管施設は、扉付きの密閉型保管施設内に保管し、廃棄物の散乱及び悪臭等の拡散防止に努めております。

7 廃棄物等の運搬や処理について

- ・ 排出する廃棄物等は委託業者に引き渡し、敷地外で適正に処理します。

8 その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について

- ・ 廃棄物等の分別管理を徹底すると共にリサイクル率向上に努めます。

9 街並みづくり等への配慮等

- ・ 華美な看板・掲示物等の掲示を控えます。
- ・ 夜間照明は周辺の住居等に悪影響を与えないよう敷地外周側より内部側へ照射しております。

【ガイドライン及び商店街活性化条例に基づく配慮事項】

- 1 地域の祭りや各種行事への参加などまちづくりへの協力
 - ・ 地域の祭りや各種行事等へ可能な限り参加・協力いたします。
- 2 商店街、商工団体への加入や共同売出しやイベント等への協力など
 - ・ 現状、地元商店街、商工団体等に未加入ですが、今後加入を検討します。
 - ・ 各種イベントへの参加・協力を検討します。
- 3 地元事業者のテナント出店や販売商品への配慮など
 - ・ 地元業者との取引を行うなど、地域産業の活性化推進に貢献します。